

令和7年度 第64回

税に関する 高校生の作文募集

募集要項

テーマ

税の意義と役割について考えたこと

税の意義とその役割について、自分で考えたことや体験を通じて考えたこと、問題意識を持ったことなど、自らの言葉で表現しているものであれば、何でも結構です。例えば・・・

●社会との関わりの中で自分が体験したことを通じて税について考えたこと ●税に関するニュースや身近な税の話題について考えたこと ●これからの社会の在り方について税の観点から考えたこと ●税や財政等の学習を通じて考えたこと ●国税庁ホームページの「税の学習コーナー」を見て考えたことなど（例示にとらわれる必要はありません）

※1：作文の題名は自由です。

※2：応募作品は、本人が創作したもので未発表のものに限ります。盗作や不適切な引用等があった場合は、審査対象外になることがあります。

応募資格

高校生、中等教育学校生(後期課程)及び高等専門学校生(1年生～3年生) **提出先** 最寄りの税務署

締切り

令和7年9月8日(月)必着 **応募点数** 1人1編 **文字数** 800字以上1,200字以内

※1：作文の冒頭には、「学校名・学年・氏名(ふりがな)・題名」を、末尾には、「応募者の住所」を記載してください。学校を通じて応募する場合は、住所の記載は必要ありません。また、文字数には、「学校名・学年・氏名(ふりがな)・題名」及び「応募者の住所」は含みません。

※2：原稿用紙は、国税庁ホームページ「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/sakubun/koko/r07/boshu.htm>)に掲載していますので、ご利用ください。

※3：作文に応募いただいた方などを対象に、アンケートを実施する場合がありますので、その際にはご協力くださいますようお願いいたします。

表彰

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

発表

優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。

著作権

作品は返却しません。
作品の著作権は国税庁に帰属します。



税は私たちの暮らしを支えています。

私たちは、買い物をしたり、レストランで食事をしたとき、その代金の支払を通じて「消費税」を負担しています。また、働き始めると「所得税」や「住民税」を納めるようになります。

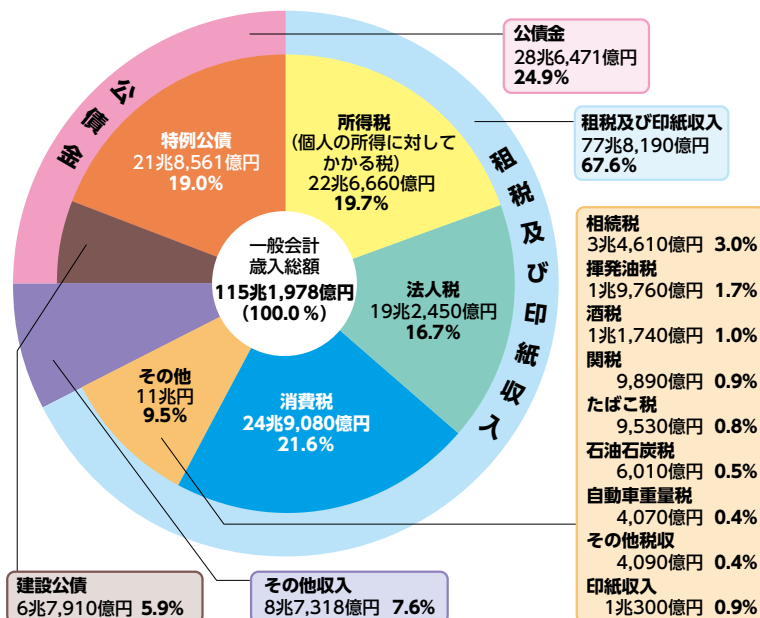
このように私たちが納めた税は、国や地方公共団体が行う福祉などの公共サービスや、学校・公園・図書館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。

税は、私たちが社会で生活するための、いわば「会費」といえるでしょう。

公共サービス・公共施設



●国の一般会計歳入額 内訳 (令和7年度当初予算)



国の財政について考えてみましょう。

国の収入・支出は、4月から翌年3月までの期間（会計年度）で計算し、この一年間の収入を「歳入」、支出を「歳出」といいます。

私たちの国の財政は、歳出が税収等を上回る状況である「財政赤字」が続いています。

私たちが納めた税は国の収入の約67.6%を占めています。

令和7年度の歳入は、当初予算で115兆1,978億円であり、そのうち約67.6%は所得税、法人税、消費税などの「租税及び印紙収入」、約24.9%は将来世代の負担となる借金「公債金」となっています。

税は私たちのためにもたくさん使われています。

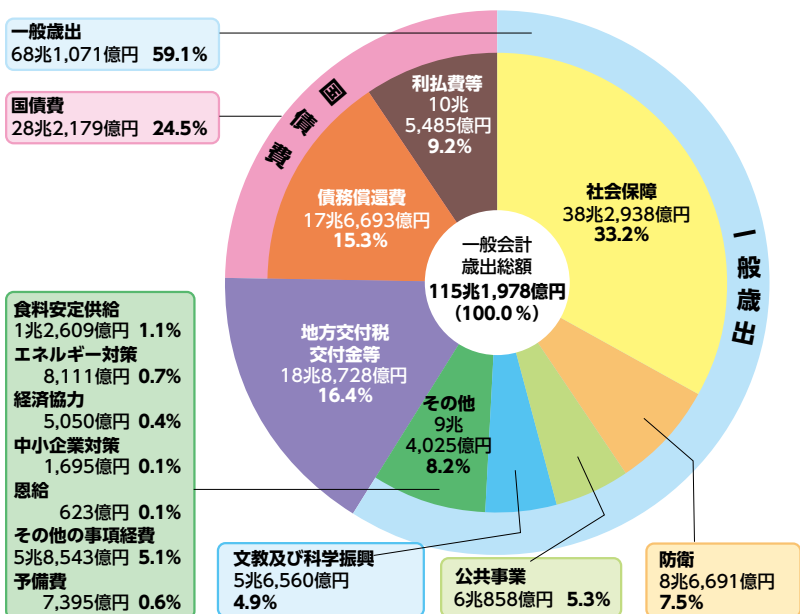
令和7年度当初予算の歳出115兆1,978億円のうち、約24.5%は国の借金である国債の元金と利息の支払いに充てられる費用「国債費」となっています。

歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたものを「一般歳出」といい、当初予算で68兆1,071億円計上されています。

その中には、教育などに関わる「文教及び科学振興費」のほか、「社会保障関係費」、「公共事業関係費」、「経済協力費」などが含まれています。

このような私たちの生活に関わる予算の使い道は、財務省で予算案を作成し、閣議決定された後、内閣により国会に提出され、国会での審議を経て決められています。

●国の一般会計歳出額 内訳 (令和7年度当初予算)



※計数については、それぞれ端数を四捨五入しているため、合計が一致しないものがあります。

○私たちが納税の義務を果たすことによって、社会は成り立っています。

私たち国民が税を納めることは、憲法では、国民の義務と定められています。この「納税の義務」は、「勤労の義務」「教育の義務」と並んで、国民の三大義務の一つとされています。

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」(日本国憲法第30条)

○国民主権のもとに税は定められています。

税をどのように負担するかは、国民の代表者が集まる国会が定める法律によって、決めることとされています。これを租税法律主義といいます。

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」(日本国憲法第84条)





地方交付税交付金等 ●●● 18兆8,728億円

地方公共団体は、私たちの日常生活と密接に結びついている警察・消防・ごみ収集などの公共サービスを行うため、地方税を徴収しています。しかし、その地域の経済状況などによって、地方公共団体の財政力に違いがあるので、公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財政力を調整するために支出しているのが「地方交付税交付金等」です。

社会保障関係費 ●●● 38兆2,938億円

「社会保障関係費」は、私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、生活保護、子ども・子育てのための費用などに使われています。



なお、我が国では、急激な高齢化の進展を背景として、社会保障給付費が大きく増加しています。

文教及び科学振興費 ●●● 5兆6,560億円

「文教及び科学振興費」は、教育環境の整備や科学技術の発展のために使われています。その内訳は、教科書の無償配付や全国学力調査の実施、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツの振興などのための「教育振興助成費」に2兆4,227億円が計上されています。

また、公立学校の校舎改築などのための「文教施設費」に736億円、経済的理由により修学に困難がある優れた学生などのための「育英事業費」に1,167億円、将来にわたる持続的な研究開発などの科学技術の振興を図るための「科学技術振興費」に1兆4,221億円などが計上されています。

身近な財政支出 (令和4年度)

警察・消防費
総額5兆3,177億円
(国民一人当たり約42,560円)
(※1)



ゴミ処理費用など
総額2兆4,726億円
(国民一人当たり約19,789円)
(※1)



国民医療費の公費負担額
総額17兆6,837億円
(国民一人当たり約141,530円)
(※2)



(※1) 資料：総務省「地方財政の状況(令和6年3月)(令和4年度)」、「人口推計(令和4年10月1日現在)」から算出

(※2) 資料：厚生労働省「令和4(2022)年度国民医療費の概況」、総務省「人口推計(令和4年10月1日現在)」から算出

公共事業関係費 ●●● 6兆858億円

「公共事業関係費」は、住宅対策や市街地、道路、港湾、上下水道などの整備、河川の堤防整備やダム建設、農業の生産性の向上を目的とするかんがい排水事業などに使われるほか、地震や風水害などの災害が起こったときの復旧事業のためにも使われています。

経済協力費 ●●● 5,050億円

世界には、多くの人々が貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見過ごすことのできない深刻な事態の国々があります。こうした国々の生活環境を改善するには、国際社会が協力して援助する必要があります。日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力を行い、自立を支援しています。

公立学校の児童・生徒一人当たり年間教育費の負担額 (令和4年度)



資料：文部科学省「令和5年度 地方教育費調査(令和4会計年度)」から算出

(参考)

財務省ホームページ「わが国の税制の概要(国際比較)」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/

○どこに納めるかによる分類

国に納める税を「国税」、地方公共団体に納める税を「地方税」といい、地方税は更に「道府県税」と「市町村税」に区分されます。

○納め方による分類

所得税や法人税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税を「直接税」といい、消費税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税を「間接税」といいます。

○何に対して課税するかによる分類

所得税や法人税などのように、利益(所得)を対象として課税される税を「所得課税」、消費税や酒税、たばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税を「消費課税」、相続税、贈与税、印紙税、固定資産税などのように、資産などを対象として課税される税を「資産課税等」といいます。

税には様々な種類があります。

●どこに納めるのかによる分類

国 税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税、印紙税など
地 方 税	
道府県税	道府県民税、事業税、自動車税、軽油引取税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税など
市町村税	市町村民税、固定資産税、事業所税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税など

※東京都は道府県税に相当する税を、特別区は市町村税に相当する税を課税している。
市町村税に相当する税でも、法人市町村民税、固定資産税、事業所税などは、東京都が課税している。

●納め方による分類

直接税	税を納める義務がある人と実質的に負担する人が同じもの 所得税、法人税、相続税など
間接税	税を納める義務がある人と実質的に負担する人が異なるもの 消費税、酒税、たばこ税など

税について
もっと知りたいときは…

国税庁ホームページの 税の学習コーナーへ

国税庁ホームページの「税の学習コーナー」では、税についてもっと詳しく学びたいという生徒の皆さんや、先生方が授業で税を取り上げるときに活用していただける資料・教材等を提供しています。

国税庁ホームページトップページ



税の学習コーナー



国税庁ホームページ上部のグローバルナビゲーション（各種情報の入口）「税の情報・手続・用紙」の「税の学習コーナー」をクリック！

生徒の皆さんへ

税についてもっと詳しく学びたいときに、こちらの資料をご利用ください。



先生方へ

生徒の皆さんに「税の意義・役割」について伝えるための講師用マニュアルや租税教育の事例集等を提供しています。



国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

税の学習コーナー

検索



(参考) 財務省ホームページでも財政や税制の資料等を提供しています。

<https://www.mof.go.jp>

高校生の皆さん・指導に当たられている先生方へ

「税に関する高校生の作文」は、次代を担う高校生の皆さんが、税を題材とした作文を書くことを通じて、税に対する関心を一層深めていただきたいという趣旨で、昭和37年度から毎年実施しています。令和6年度は、全国1,544校から178,159編の作文が寄せられ、その中から優秀作品を厳選し、国税庁長官賞12編のほか、国税局長賞、税務署長賞を贈呈しました。

高校生の皆さんへ

税の学習を通じて考えたことや、税に関するニュースについて考えたことなど、税の意義と役割について考えたことを自らの言葉で表現してみませんか。たくさんのご応募をお待ちしています。

指導に当たられている先生方へ

この作文の趣旨をご理解いただき、生徒の皆さんが積極的に応募されますよう、ご配慮をお願いいたします。なお、国税庁では、税に関するアニメや租税教育の事例をYouTube「国税庁動画チャンネル」に掲載していますので、是非ご活用ください。また、税務署見学、税務署等の職員による租税教室の開催などを希望される場合は、最寄りの税務署までお気軽にご相談ください。



上記のコードからYouTubeサイトをご覧ください。

個人情報の
使用について

応募に関する個人情報については、表彰のための連絡及び発表以外には使用しません。
また、国税当局と機密保持に関する契約を交わした委託業者等に作文の審査を委託する場合を除き、第三者に開示することはありません。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。